

訪問介護事業所運営規程

平成12年3月制定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が開設する三鷹市社会福祉協議会訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う介護保険法に基づく訪問介護事業並びに障害者総合支援法に基づく居宅介護・同行援護等事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「介護員等」という。）が、事業を利用する者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定訪問介護及び指定居宅介護等（以下、「訪問介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係する区市、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 三鷹市社会福祉協議会訪問介護事業所
- (2) 所在地 東京都三鷹市新川六丁目37番1号
三鷹中央防災公園・元気創造プラザ3階

(職員配置)

第4条 本事業を行うために、次の職員を置く。

- (1) 介護保険事業
 - ① 管理者 1名
 - ② サービス提供責任者 3名
 - ③ 登録訪問介護員 25名
 - ④ みたかふれあい支援員 30名
 - ⑤ 事務職員 1名
- (2) 障害者総合支援事業
 - ① 管理者 1名

- | | |
|-------------|-----|
| ② サービス提供責任者 | 3名 |
| ③ 居宅介護員 | 35名 |
| ④ 移動支援従業者 | 40名 |
| ⑤ 事務職員 | 1名 |

(職務)

第5条 管理者は、協議会会長（以下「会長」という。）の命を受け、事業が各法の運営基準を遵守し、公正かつ円滑に行えるよう所属職員を指揮監督する。

2 サービス提供責任者は、管理者の命を受け、サービスの利用の申し込みに係る調整を行い、訪問介護計画又は居宅介護等計画を作成し、その実施が適正になされているかを管理し、介護員に技術的指導・監督等を行う。

3 介護員等は、上司の命を受け、訪問介護及び居宅介護・同行援護等の業務に従事する。

(介護等の内容)

第6条 利用者に提供する内容は、次のとおりとする。

(1) 介護保険サービス

身体介護：食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替介助、体位交換、通院介助、
その他

生活援助：食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取、その他

(2) 介護予防・生活支援サービス

生活援助：食事の支度、洗濯、掃除、買い物等についての助言、援助等及び薬の受取、
その他

(3) 障害者総合支援事業

① 居宅介護

身体介護：食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替介助、体位交換、通院介助、
その他

家事援助：食事の支度、洗濯、掃除、買い物等及び家事生活等に関する相談及び助言

② 移動支援

屋外での移動に著しい制限のある障がい者（児）の外出時における移動の支援

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者（児）に対し、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の提供や移動介護、排泄・食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行う。

(事業の主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象者は次のように定める。

(1) 介護保険サービス

介護保険法に基づき、要介護と認定された者及びサービス提供区域における各区市において、支援を要すると判断された者

(2) 介護予防・生活支援サービス

介護保険法に基づき、要支援と認定された者及び三鷹市の定めた基準に該当する者

(3) 障害者支援サービス

① 居宅介護：身体障がい者、知的障がい者、障がい児、精神障がい者

② 移動支援：身体障がい者（視覚障がい者）、知的障がい者、障がい児

③ 同行援護：身体障がい者（視覚障がい者）、障がい児（視覚障がい者）

(サービス提供日及び営業時間)

第8条 次に掲げる日を除きサービス提供日とする。

(1) 土・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日及び3日

(4) 12月29日から12月31日まで

2 前項にかかわらず、必要のある場合は、前項各号に掲げる日においてもサービスを提供することができるものとする。

3 営業時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、必要のある場合は、この時間以外にもサービスを提供することができるものとする。

(利用料及び支払い等)

第9条 訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、各法に基づき厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 当該訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担額はそれぞれ次のとおりとする。

(1) 介護保険法に基づく訪問介護における利用者負担額は、前項1号の額の1割又は2割相当額とし、当該利用者が国及び各市の特別対策の対象者である場合は、各区市長が定める負担基準の額とする。

(2) 障害者総合支援法に基づく居宅介護・同行援護における利用者の月額負担額（定率負担）には、厚生労働大臣が定める月額負担上限額を設けるものとする。ただし、この月額負担上限額に区市長が負担基準額を定めた場合はこれによるものとする。

また、移動支援については区市長が定める利用者基準負担額に基づくものとする。

(3) 訪問介護等を受けた者は、利用料を指定された期日、方法により本事業所に支払わなければならない。

(事業対象地域)

第10条 本事業所が通常のサービス提供をする対象地域は、三鷹市、武蔵野市、小金井市、府中市、調布市、世田谷区及び杉並区の区域とする。

(緊急時の対応)

第11条 介護員等は、訪問介護及び居宅介護・同行援護等を実施中に、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止)

第12条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は直に防止策を講じ区市へ報告する。また、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催（年1回以上）するとともに、その結果について介護員に十分に周知する。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止のための定期的な研修の実施（年1回以上）
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(衛生管理)

第13条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催（6か月に1回以上）するとともに、その結果について介護員に十分に周知する
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための定期的な研修及び訓練の実施（年1回以上）

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や災害発生時において、利用者に対する指定訪問介護及び居宅介護・同行援護等の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施する。

(ハラスメント対策)

第15条 事業所は、適切な指定訪問介護及び居宅介護・同行援護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための対策について、必要な措置を講じる。

(研修)

第16条 事業所は、介護員等の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 現任研修 年2回以上

(その他)

第17条 本事業に従事する者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第18条 この規程に定める事項の外、運営に関する必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年10月1日から適用する。ただし、第9条第1項第2号の改正規定は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。